

外貨建保険をご検討中の方へ

外貨建保険のギモンをスッキリ解決!!
なぜ？なに？ガイカ動画で
わかりやすく未来につなげる
終身保険^{v2}未来につなぐ、あなたの想いと一生涯のあんしんを。
通貨がえらべる一時払終身保険

■ ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)*

ご契約のしおり／約款*

設計書

契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

* 事前にマニライフ生命ホームページで閲覧できます。

■ くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

マニライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。募集人の権限等の確認は、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニライフ生命保険株式会社

●担当は

コールセンター 0120-063-730

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

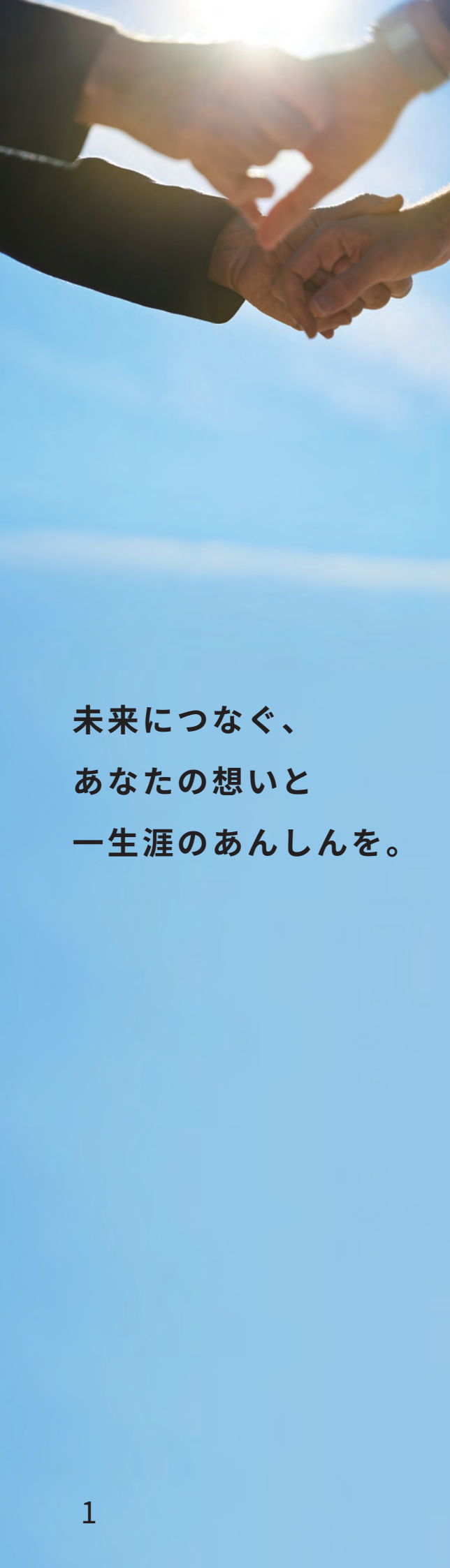
本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

商品パンフレット 告知ありタイプ



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。



未来につなぐ、
あなたの想いと
一生のあんしんを。

大切なご家族と、
ご自身の将来について、
このような想いは
ありませんか？



まとまった資金を運用したい



大切な資産を家族にのこしたい

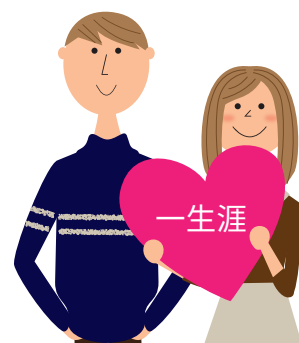


万一の場合にそなえたい

スムーズにのこすために「終身 保険」がお役に立ってます。

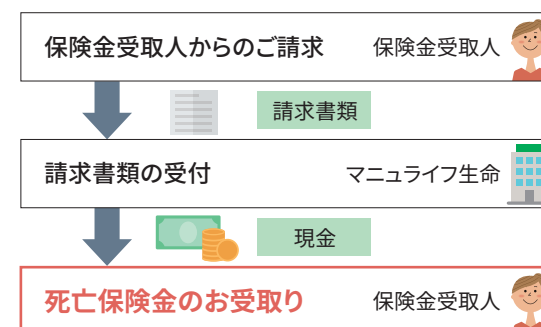
1 一生涯の保障

万一の保障が一生涯続きます。



2 スムーズに渡す

あらかじめ指定した保険金受取人に、
のこしたい金額をスムーズに渡せます。
〔活用方法の一例〕 相続税の納税資金



3 保険金の非課税限度額

相続人が受取る死亡保険金のうち、
非課税限度額までは
相続税の課税対象になりません。

相続税法第12条

「保険金の非課税限度額」

500万円 × 法定相続人数

※「保険金の非課税限度額」の適用には、
所定の条件を満たす必要があります。

終身保険にもさまざまな種類がありますが、
選択した通貨建でふやしてのこせる
「一時払終身保険」を
検討されてみませんか？



この保険で受取れる死亡保険金は、
相続対策に活用できます。
万一の際に、ご家族に大切な資産を
つなぐことができます。

目次

基本的なしくみ

しくみ P.3

告知・診査の種類と手続き

告知と診査 P.5

契約年齢範囲や、クーリング・オフ制度等

各種取扱い P.7

ご注意いただきたいリスク

リスク P.11

お客さまにご負担いただく費用

費用 P.13

この保険特有の用語や、難しい用語の説明

用語説明 P.15

用語説明 (P.15) に説明がある
本文中の用語は、のマークで
示しています。

※税務上の取扱いは、2024年12月現在の内容であり、
今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細は、税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

しくみ

えらんだ通貨で運用しながら、万一の保障が確保できます。
一時払保険料より大きな保障が、契約後すぐに得られます。
健康状態等の告知の必要があります。

Point. 1 通貨をえらんで運用

- 契約時に、運用する通貨（契約通貨）を選びます。
- 一時払保険料から契約初期費用を差し引いた金額を積立金として、契約日に適用される積立利率で、一生涯にわたって運用します。

契約通貨		
	円	
	米ドル	
	豪ドル	



Point. 2 契約時から大きな保障

- 契約時に、一時払保険料より高い基本保険金額が設定されます。
- そのため、契約時から死亡・高度障害保障を確保できます。



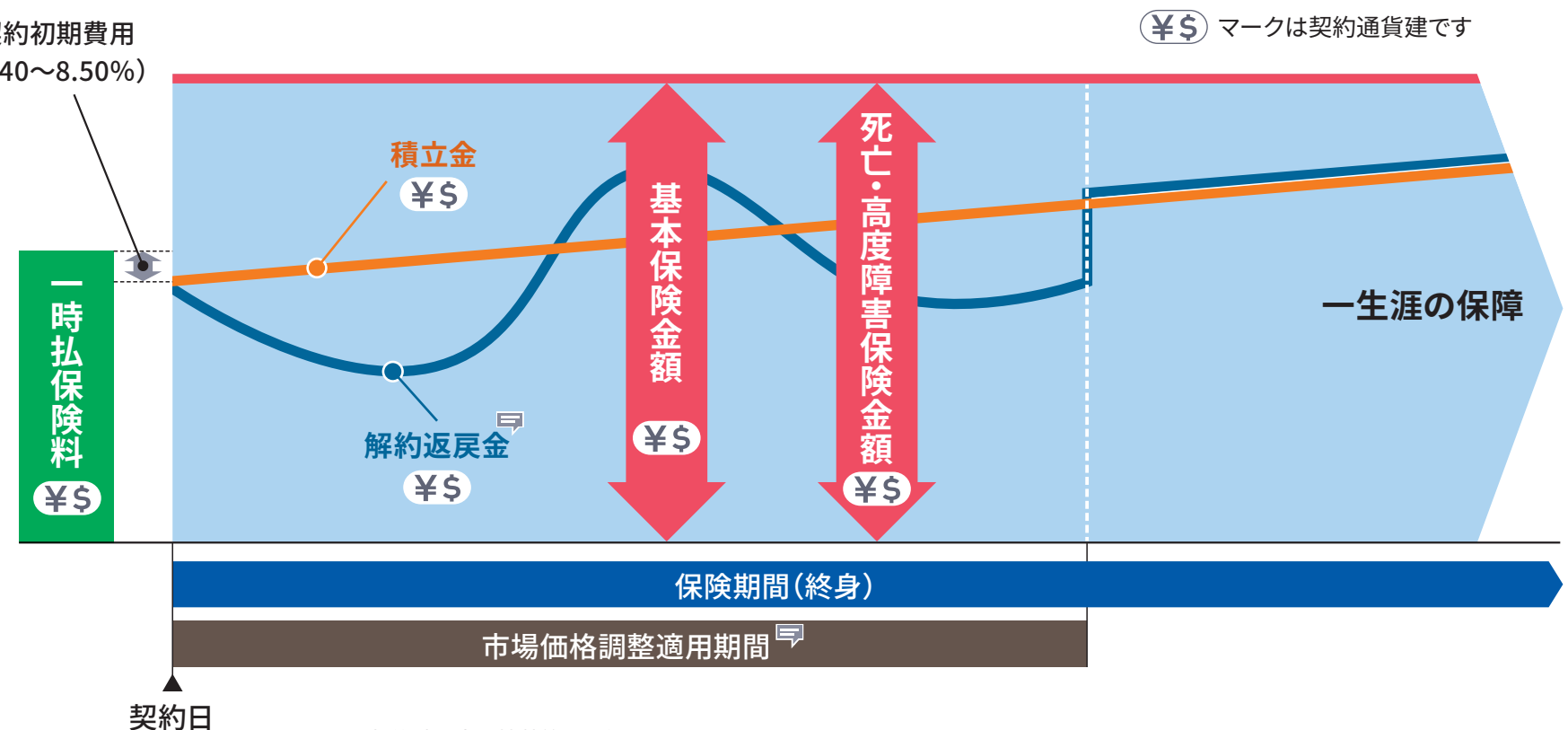
Point. 3 一生涯つづく安心

- 大きな保障は一生涯続きます。
- もしもの時に備えられ、安心が途切れることはありません。



[イメージ図]

契約初期費用
(3.40～8.50%)



※ 契約時の金融情勢等の影響により、
一部の契約通貨・契約年齢について取扱いを見合わせる場合があります。

参照 図は契約内容の変更がなかった場合のイメージです。具体的な数値は「設計書」をご覧ください。



- リスクのある商品です。
解約時の市場金利、為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。
参照 くわしくはP.11をご覧ください。
- 費用がかかります。
契約の締結・維持や死亡保障等に必要な費用、外貨の取扱いによる費用があります。
参照 くわしくはP.13をご覧ください。
- 積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
積立金の計算時に、死亡保障等に必要の費用を控除します。

告知と診査

この保険は、健康状態等について告知が必要です。
被保険者さまご自身による告知または医師による診査を行っていただきます。
その内容をもとにマニユライフ生命がお引受の査定を行います。

告知・診査の種類と手続きの流れ

契約年齢等によって、お手続きの取扱いが異なります。
また告知書扱、健康診断書扱、医師扱では、それぞれ使用する告知書が異なります。

告知書扱

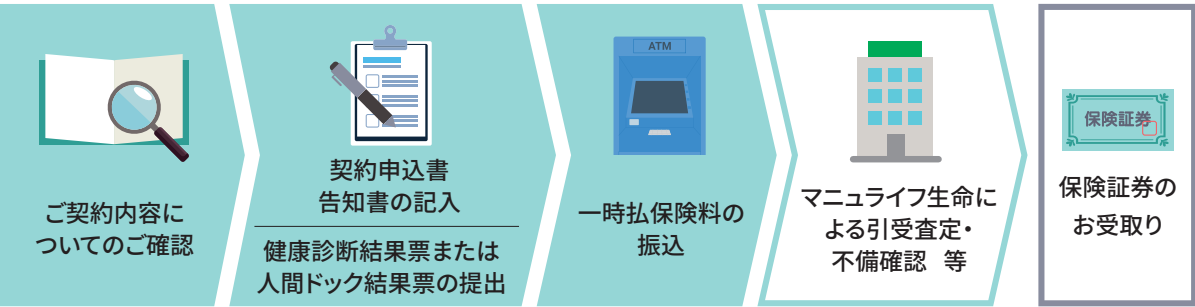
ご提出いただく**専用告知書**の記入内容から引受査定を行います。



※ STEP 1 で該当せず、STEP 2 に該当する場合には詳細な告知でお申込み可能

健康診断書扱

ご提出いただく**告知書**の記入内容および
健康診断結果票または**人間ドック結果票**から引受査定を行います。



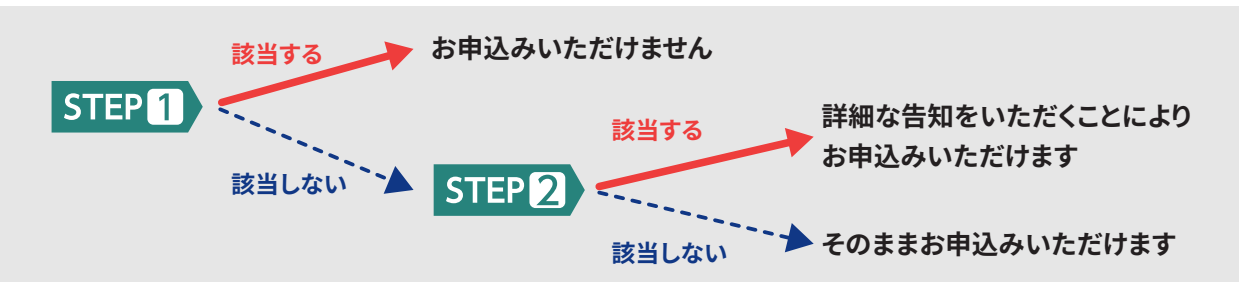
医師扱

マニユライフ生命の委託する**診査医が記入した検診書および告知書**から引受査定を行います。



告知書扱による告知の手順

告知書扱の場合、STEP1に該当しなければお申込みできます。
STEP2に該当する場合には、詳細な告知でお申込みできます。



告知いただく事項

STEP 1 過去5年以内に、次の病気で診察^{*1}・検査・治療・投薬を受けたことがある。

がん	悪性新生物および上皮内がん ※癌・肉腫・血液のがん(白血病・悪性リンパ腫等)は悪性新生物に含まれます。
心臓の病気	狭心症・心筋こうそく・虚血性心疾患・心臓弁膜症・心筋症・心不全・心房細動および心房粗動
脳・精神・神経の病気	脳卒中(脳こうそく・脳内出血・くも膜下出血 ^{*2})・もやもや病・てんかん・パーキンソン病・多発性硬化症・認知症・アルツハイマー病・統合失調症・双極性障害(躁うつ病)・うつ病・不安神経症・原発性筋障害(筋強直性障害・先天性ミオパチー・筋ジストロフィー)
肺・気管支の病気	肺気腫・慢性気管支炎
消化器の病気	慢性肝炎・肝硬変・慢性膵炎
腎臓の病気	慢性腎炎・慢性腎不全・ネフローゼ
その他	こうげん病・合併症(糖尿病性網膜症・神経障害・腎症)のある糖尿病およびインスリン治療を行っている糖尿病

*1 診察には、経過観察のための診察を含みます。
*2 くも膜下出血については、外科的治療が行われ、後遺症がない場合は除きます。

STEP 2

	最近3か月以内 に入院をしたこと、 または医師により入院・手術・検査 ^{*3} をすすめられたことがある。
A	*3 診断が確定している病気について ※「検査をすすめられた」とは、医師の診察または健康診断・人間ドックを受けた結果、診断確定のための精密検査・再検査をすすめられたことをいいます。ただし、検査等を受けた結果、医師により異常を指摘されなかった場合は除きます。
B	過去2年以内 に、病気やケガにより、 2週間以上続けて入院 したことがある。
C	手・足・指の欠損または機能の障害あるいは言語・そしゃく機能の障害がある。 または、 矯正後の 左右いずれかの視力が0.1未満である。



告知項目にすべて当てはまらない場合でも、引受けの可否・条件については、マニユライフ生命で得た情報^{*}をもとに総合的に判断のうえ決定します。したがって、引受けできないことや特別な条件をつけて引受けすることがあります。
^{*}健康状態、職業、体格、マニユライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等

各種取扱い



■ 保障内容

被保険者が責任開始期（契約の保障が開始する時期）以後に次の支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いした際、契約は消滅します。

参照 ▶ くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

保険金	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡したとき	次のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当したとき	1 基本保険金額 2 解約返戻金額	被保険者

■ 保険期間

終身

■ 保険料払込方法

一時払のみ

※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■ 取扱通貨

契約通貨

この保険の運用は契約通貨で行います。

● 契約時に、契約通貨を次の3つから選択できます。



円



米ドル



豪ドル

※契約後の変更はできません。

● 最低保険料（契約通貨建）
200万円 / 20,000米ドル / 20,000豪ドル

● 取扱単位
10,000円 / 100米ドル* / 100豪ドル*

* 契約通貨と保険料の払込通貨が異なる場合、下記「保険料の払込通貨」の取扱単位でのお払込み額から為替レートをを用いて一時払保険料を計算します。そのため、契約通貨建の一時払保険料の取扱単位は0.01米ドルまたは0.01豪ドルとなります。

● 死亡・高度障害保険金や解約返戻金等は、契約通貨でお支払いします。
「円支払特約B型」を付加すると、円で受取れます。

保険料の 払込通貨

契約通貨に外貨を選択した場合、保険料の払込通貨を選べます。

● 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を次の5つから選択
できます。

契約通貨が円の場合、円のみとなります。



円



米ドル



豪ドル



ユーロ



ニュージーランド
ドル

● 取扱単位（契約通貨と異なる場合）
10,000円 / 100米ドル / 100豪ドル / 100ユーロ / 100ニュージーランドドル

COLUMN

コラム | 契約通貨が違くと、何が違うの？

積立利率は契約通貨ごとに設定されるため、契約年齢が同じでも、契約通貨によって基本保険金額や積立金額等が異なります。また、契約通貨が外貨の場合、円で死亡保険金を受取るとき等に為替変動の影響を受け、金額が増減します。

お客さまのリスクの許容度にあわせて、契約通貨をお選びください。

※最新の積立利率は、「設計書」またはマニユライフ生命ホームページをご覧ください。



次のページへ続く ➡

各種取扱い



■ 契約年齢範囲

30～90歳（満年齢）

■ 基本保険金額

次の要素等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算します。

- ◎ 被保険者の契約年齢、性別
- ◎ 一時払保険料
- ◎ 契約日の積立利率

※ただし、契約後に基本保険金額を減額した場合は、減額後の金額となります。

- ・ 最高額
20億円相当額

※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。

※被保険者の契約年齢・職業等や、マニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。

- ・ 取扱単位
100円／1米ドル／1豪ドル

■ クーリング・オフ

契約の申込みの撤回または解除ができます。

この場合、払込んだ金額を保険料の払込通貨でお返しします。

クーリング・オフ期間	次の①②のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内
	① 申込書の記入日*
	② 一時払保険料相当額の払込日
	*タブレット等の情報端末を利用した申込みの場合、その端末により申込手続きをした日

※マニユライフ生命が指定する医師による診査後や、契約者が法人の場合等は、クーリング・オフはできません。

■ 解約・基本保険金額の減額

契約を解約または基本保険金額を減額した場合、解約返戻金を受取れます。
解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日^{*1}における次の①②に基づいて計算します。

- ① 積立金額
- ② 市場価格調整率^{*2}

*1 マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日。書類の提出以外の方法（Webでの申請等マニユライフ生命の定める方法に限り）の場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日。
*2 市場価格調整適用期間経過後は、市場価格調整を適用しません。



- 解約した場合、保障はなくなり、契約は消滅します。
- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

COLUMN

コラム | 市場価格調整と解約返戻金の関係

「市場価格調整」とは、解約した場合に戻ってくるお金（解約返戻金）が、市場金利の変動によって増えたり減ったりするしくみです。
動画でわかりやすく解説します。



■ 主な特約

・ 円特約B型 ・ 米ドル特約B型 ・ 豪ドル特約B型	円・米ドル・豪ドルのいずれかを契約通貨とするための特約です。契約通貨を選択すると、自動付加されます。
【保険料の払込通貨に関する特約】 ・ 保険料円入金特約B型 ・ 保険料米ドル入金特約B型 ・ 保険料豪ドル入金特約B型 ・ 保険料ユーロ入金特約B型 ・ 保険料ニュージーランドドル入金特約B型	契約通貨建の保険料を、選択した払込通貨（円・米ドル・豪ドル・ユーロ・ニュージーランドドルのいずれか）で払込むための特約です。契約通貨と異なる払込通貨を選択すると自動付加されます。
・ 円支払特約B型	死亡保険金、解約返戻金等を円で受取れます。
・ 指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに指定代理請求人が請求できます。
・ リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受取れます。

※特約保険料はかかりません。ただし、保険料の払込通貨に関する特約や円支払特約B型を付加した場合、別途為替手数料がかかります。

リスク

この保険は、解約時の市場金利、為替相場の変動などの影響を受けるため、**元本割れする可能性があります。**
これらのリスクは契約者または受取人が負います。

この保険には次のリスクがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

■ 解約リスク

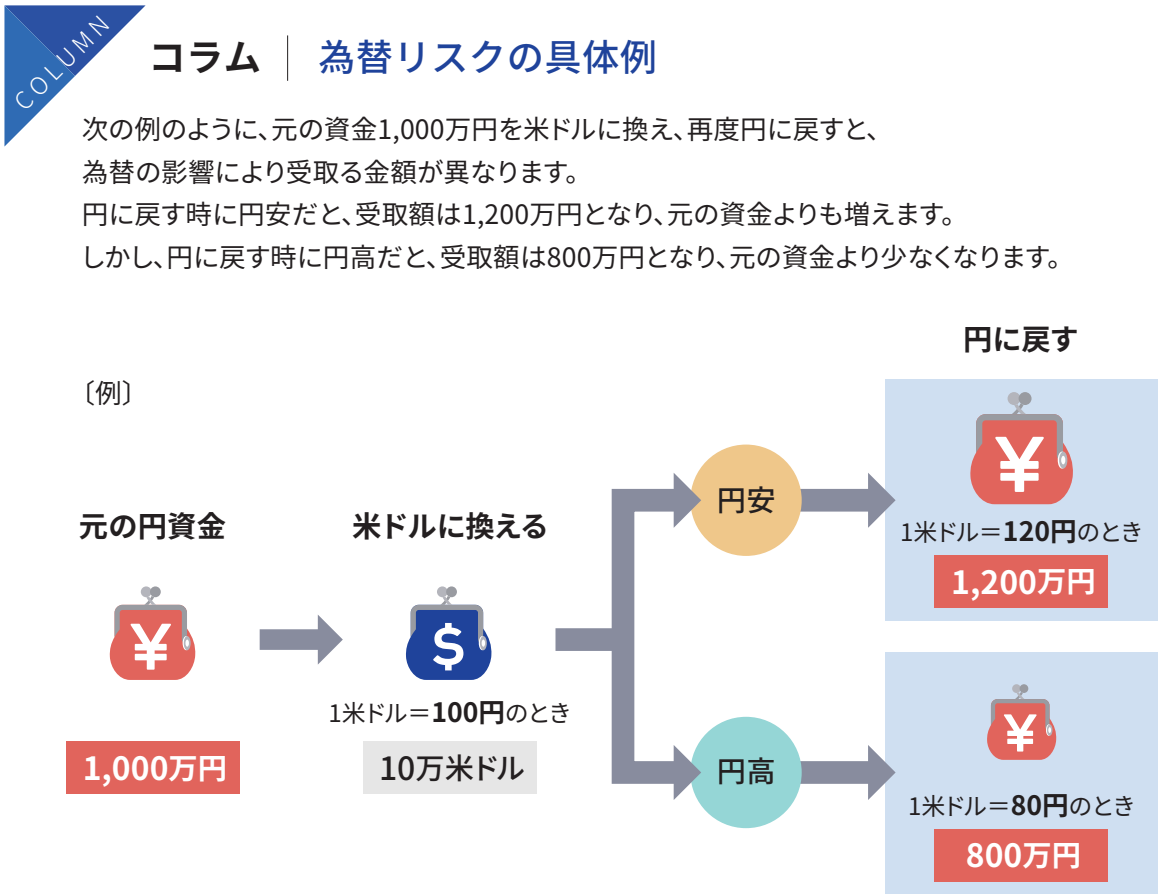
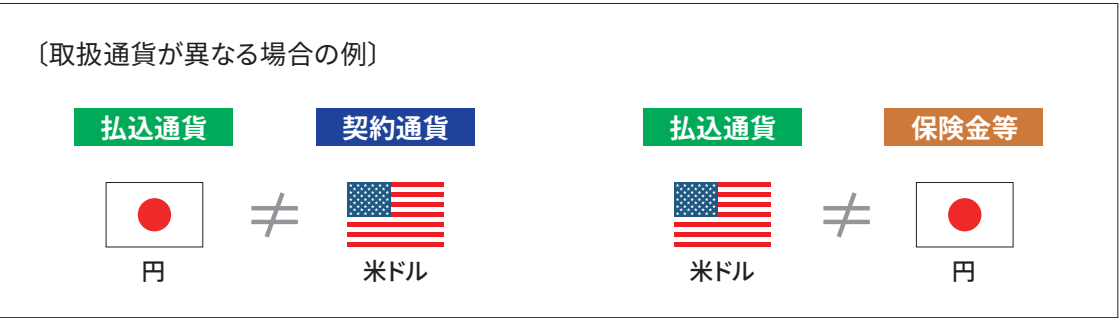
原因	内容
● 契約初期費用の控除 ● 市場価格調整	解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

■ 為替リスク〔契約通貨：米ドル／豪ドル〕

取扱通貨が異なる場合に、為替相場の変動の影響を受けます。

原因	内容
外貨での運用による 為替相場の変動*	保険料の払込通貨で換算した死亡保険金額等が、お払込みいただいた金額を下回ることがあります。

*為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



※為替相場の変動をわかりやすく説明するための例示です。
為替手数料は考慮していません。



お客さまにご負担いただく費用は次のとおりです。

■ 契約初期費用

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結に必要な費用	契約年齢および契約通貨に応じた割合を、一時払保険料に乗じた金額	契約日に一時払保険料から控除

契約年齢および契約通貨に応じた割合

契約年齢*	契約通貨		契約年齢*	契約通貨	
	円	米ドル／豪ドル		円	米ドル／豪ドル
34歳以下	4.50%	8.50%	60～64歳	3.90%	6.10%
35～39歳	4.40%	8.25%	65～69歳	3.80%	5.40%
40～44歳	4.30%	8.00%	70～74歳	3.70%	4.70%
45～49歳	4.20%	7.75%	75～79歳	3.60%	4.00%
50～54歳	4.10%	7.50%	80～84歳	3.50%	3.90%
55～59歳	4.00%	6.80%	85歳以上	3.40%	3.80%

※年増法でお引受けする場合は、
被保険者の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢とします。

■ 保険関係費

内容	金額	ご負担いただく方法
保険契約の締結・維持に必要な費用	契約年齢・性別等によって異なるため、 一律には記載できません。	積立利率の設定時、 あらかじめ差し引く
死亡保障および高度障害保障に必要な費用		積立金の計算時、控除

■ 為替手数料(外貨の取扱いにかかる費用)

内容	金額(1ドルあたり)	ご負担いただく方法
保険料円入金特約B型以外の「保険料の払込通貨に関する特約」を付加して、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で払込む際にかかる費用	50銭 〔為替レート〕 契約通貨のTTM ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	為替レートの設定時、 あらかじめ差し引く
保険料円入金特約B型を付加して、一時払保険料を円で払込む際にかかる費用	50銭 〔為替レート〕 TTM + 50銭	
円支払特約B型を付加して、保険金等を円で支払う際にかかる費用	米ドル：1銭 豪ドル：3銭 〔為替レート〕 米ドル：TTM - 1銭 豪ドル：TTM - 3銭	

※2025年4月現在。為替手数料は、将来変更することがあります。
※金融機関で通貨交換を行う際にも為替手数料がかかります。また、一時払保険料を外貨で払込む際や保険金等を外貨で受取る際、送金手数料・引出手数料等がかかる場合があります。
くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

COLUMN

コラム

為替手数料の具体例

為替手数料とは、「円から米ドル」のように、異なる通貨に換える際にかかる手数料のことです。
次の例のように、円を両替して1,000米ドルにしたい場合、100,500円が必要になります。
このうち為替手数料は500円になります。

〔例〕 ● 1米ドル＝100円 ● 1米ドルあたりの為替手数料：50銭

1,000米ドル × (100円 + 50銭) = 100,500円 ➡ 為替手数料は 500円

※為替手数料をわかりやすく説明するための例示です。

か行

かいはくへんれいきん(がく)

解約返戻金(額)

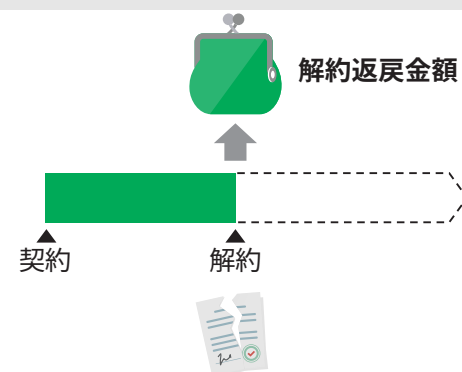
解約したときに、契約者に払戻すお金のことです。次の算式で計算します。

【市場価格調整適用期間中】

解約返戻金額 = 積立金額 × 市場価格調整率

【市場価格調整適用期間後】

解約返戻金額 = 積立金額



かわせ (かわせそうば)

為替レート(為替相場)

ある国の通貨を他の国の通貨に交換するときの取引価格のことです。

その国の経済情勢の変化や個別のニュース等に反応して日々変動しています。

きほんほけんきんがく

基本保険金額

死亡・高度障害保険金を支払う際に基準となる金額です。

けいはくしよきひよう

契約初期費用

保険契約の締結に必要な費用です。

けいはくび

契約日

期間・年齢等の計算の基準となる日のことです。健康状態の告知と一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から開始します。

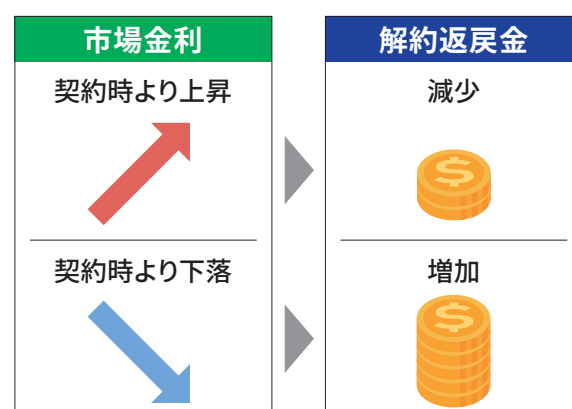
さ行

しじょうかかくちょうせい

市場価格調整

市場金利の変動に応じた運用資産の価値を、解約返戻金額に反映させるための手法です。

契約時と比べて市場金利が上昇した場合は解約返戻金額が減少し、下落した場合は解約返戻金額が増加することがあります。



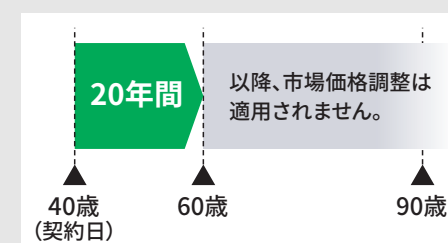
しじょうかかくちょうせいてきようきかん

市場価格調整適用期間

市場価格調整が適用される期間のことです。次のいずれか短い期間になります。

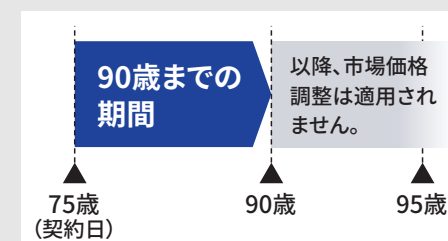
- ・契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

〔例〕契約年齢が40歳の場合



契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間

〔例〕契約年齢が75歳の場合



契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

しじょうかかくちょうせいりつ

市場価格調整率

運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」となります。原則として毎月2回設定します。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{\text{残存月数}^{*4}}{12} \left(\frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \frac{\text{解約計算基準日} \cdot \text{減額計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2} + \text{会社の定める調整率}^{*3}} \right)$$

- *1 この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニュアル生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数(月数未満切上げ) × 0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

※2025年4月現在、会社の定める調整率は、0.00%です。

しじょうきんり

市場金利

金融機関同士でのお金の取引に適用される、標準的な金利です。

景気や物価等の動きにより変動します。

次のページへ続く ➡

用語説明（つづき）

た行

つみたてきん(がく) 積立金(額)

死亡・高度障害保険金を支払うために、保険料の中から積み立てたお金です。

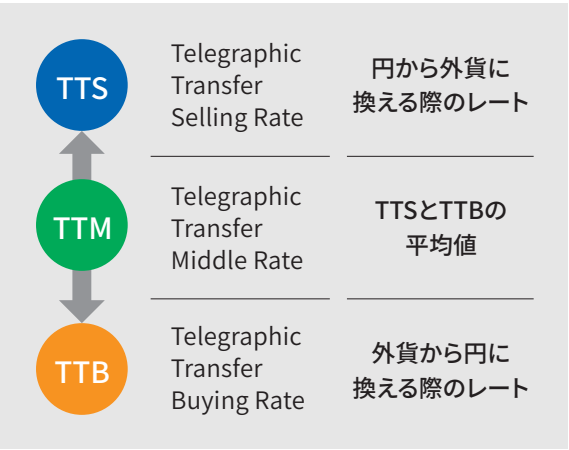
つみたてりつ 積立利率

死亡・高度障害保険金のために、積み立てているお金に適用される利率です。契約日に適用された積立利率は変わりません。

ていーていーえむ TTM

「Telegraphic Transfer Middle Rate」の略で、「対顧客電信売買相場の仲値(基準となるレート)」のことです。

TTMは、TTSとTTBの平均値で、銀行等が取引に使う基準値のレートになっています。



な行

ねんましほう 年増法

契約の引受にあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。基本保険金額や積立金等を計算する際に、被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数を加えた年齢にします。

アフターサービス

マニユライフ生命が提供するサービス

マイページ

mypage.manulife.co.jp

ご登録はこちら



- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

ティーベック(株)が提供するサービス

無料の付帯サービス

＼ ころとからだの健康サポート /

メディカルリリーフ
プラス

■ メディカルほっとコール24

〔対象：被保険者とそのご家族〕

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談（予約制）

■ メディカルソムリエ

〔対象：被保険者〕

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※ このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。
※ 各サービスには諸条件があります。
電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。
くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシもしくはマイページをご覧ください。